

子供の自殺が起きたときの背景調査指針 改訂案（概要）

資料 2



文部科学省

改訂の経緯



小中高生の自殺者数は令和6年に529人と過去最多となる一方で、

- ✓ 調査について遺族への説明が不十分で、**調査が長期化**してしまっていること
- ✓ 調査における**共通様式が定まっていない**ことから、**調査内容にばらつき**が生じていること
- ✓ 詳細調査についての制度説明の実施状況及び詳細調査に移行していない理由（遺族の希望の有無）について、学校等が**遺族に説明した件数が全体の約6割（※1）**に留まっていること（令和5年度）
- ✓ **詳細調査**に移行した件数が**全体の約1割（※2）**に留まっていること（令和5年度）

等の課題が指摘されるとともに、前回の改訂（平成26年7月）から10年以上が経過していることを踏まえ、**背景調査の指針を改訂**

【※1】 397件中、説明を行ったものは238件（59.9%）

【※2】 397件中、詳細調査を実施したものは32件（8.1%）

改訂案のポイント



- ✓ **背景調査の内容・災害共済給付・相談窓口を記載した説明様式**を作成し、**遺族への詳細調査等に係る説明の確実な実施**を推進＜第1章＞



- ✓ 遺族の希望があり、調査体制や心のケア体制等が整えば、詳細調査の一部である、**アンケート調査等を基本調査と並行して実施できる**ことを明記＜第4章＞



- ✓ 背景調査を円滑に進めるに当たっての**学校設置者及び学校等の基本的姿勢や平常時からの備え（改正自殺対策基本法に規定された協議会や心の健康の保持のための健康診断等を含む）**を記載＜第2.3章＞



- ✓ **体罰・不適切な指導が背景に疑われる自殺事案**等調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高い場合は、詳細調査について**第三者委員会方式での実施を検討**する必要があることを記載＜第5章＞



- ✓ 基本調査・詳細調査における調査すべき事項を整理し、**基本調査のための様式**を作成するとともに、**詳細調査の報告書の標準的な項目**を記載。また、今後の自殺予防のため、**文部科学省に様式・報告書を共有**することを記載（こども家庭庁には文部科学省から提供）＜第3章＞



- ✓ **遺族と共通認識を図りながら調査を進め、調査結果に係る情報提供及び説明を適切に行う**ほか、遺族と事前に確認した調査事項に**調査漏れ等がある場合**は、遺族の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で、**追加調査を行う**ことが望ましいことを記載＜第5章＞



- ✓ 遺族の希望がある場合に確実に詳細調査を実施するため、**詳細調査の意向確認を行うための意向確認書**の作成や、詳細調査に移行した例を記載＜第4章＞



- ✓ **背景調査の実施中にいじめが背景に疑われる事実が明らかになる場合もあることから、背景調査からいじめの重大事態調査に移行する際の注意点や求められる対応**を記載＜第6章＞